

○北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付要綱

平成19年3月30日

告示第58号

改正 平成26年4月25日告示第38号

平成27年3月30日告示第36号

平成28年3月22日告示第29号

平成28年3月23日告示第38号

平成29年4月17日告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金(以下「交付金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(コミュニティ)

第2条 コミュニティとは、町民が互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として構成する自治会及び自主的な意思によって構成する組織をいう。

(交付の目的)

第3条 交付金は、地域の自立・活性化に向けて積極的な活動を行おうとするコミュニティに対し、人的、財政的な支援を行うことにより町全体の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第4条 交付の対象となるものは、次の各号に掲げるコミュニティが行う地域の自立・活性化のために新たに取り組むソフト事業、これまでの取組を更に拡充するソフト事業、又は町と協働で実施することにより、地域の課題が図られる事業で町長が審査して適当と認めたものとする。

(1) 町内に事務所等を置くコミュニティ

(2) 町内で地域の自立・活性化に資する活動を行うコミュニティ(町民が当

該コミュニティの主たる構成メンバーである場合に限る。)

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 町の他の制度により補助金等の交付を受けている事業
- (2) 地域住民の交流行事等親睦を主たる目的とする事業
- (3) 祭り、運動会、スポーツ大会等地域で通常一般的に行われている事業
- (4) 特定の政治活動や宗教活動又は営利を主たる目的とした事業
- (5) その他町長が適当でないと認める事業

3 ハード事業費(備品及び設備費等)及び食糧費については、原則として交付対象経費として認めないものとする。ただし、次の各号に定める範囲で事業遂行のためにやむを得ないと町長が認めた場合についてはこの限りではない。

- (1) ハード事業費 交付金額の2分の1以内
- (2) 食糧費 講師の昼食代等

4 交付決定前に実施したもので当該事業に必要な不可欠な事業経費についても対象とすることができる。ただし、既に完了した事業に要した経費は、対象としない。

(交付金の額等)

第5条 交付金の額は別表に掲げるいずれかとする。

2 同一のコミュニティが同一年度内に交付金の交付を受けることができる事業は1事業とし、同一内容の事業を複数年度において実施する場合、交付金の交付を受けることができる回数は通算3回までとする。

(計画書の提出)

第6条 交付金を受けようとするものは、地域の自立・活性化活動支援事業交付金活動計画書(様式第1号)を提出しなければならない。

(審査)

第7条 町長は、前条により提出された計画書について事業実施の可否を決定するため審査会を設けるものとする。

- 2 審査会の委員は、次のとおりとし、5人以内で構成するものとする。
 - (1) 副町長
 - (2) 総務課長
 - (3) 企画財政課長
 - (4) 町長が適当と認めるもの
- 3 審査会の会長には、副町長があたり、会務を総理する。
- 4 審査会は、原則4月、6月、9月に会長が招集し、会議の議長となる。ただし、申請がない場合及び継続して事業を行う団体からの申請で事業内容に大幅な変更がない場合は、審査会は開催しない。
- 5 会長は、審査会において必要があると認める場合には、委員以外の職員又は該当する団体の構成員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 6 審査会の事務は、企画財政課で処理する。

(選定)

第8条 審査会は、協議した内容を町長に報告し、町長は、交付対象事業を選定するものとする。

- 2 町長は、交付対象事業を選定したときは、選定内容について、選定しない場合はその理由等を記載して、地域の自立・活性化活動支援事業交付金の採択内示(不採択)について、当該団体に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の事業補助対象の採択内示を受けた団体は事業開始までに、また継続して同様の事業を行う団体にあつては年度当初までに、地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付申請書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、支援すべきものと認めたときは、交付金の交付の決定を行い、地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付決定通知書(様式第3号)により通知するとともに交付金

を交付するものとする。

(事業の変更)

第11条 交付金の交付決定を受けた団体は、次のいずれかに該当する変更が生じたときは、地域の自立・活性化活動支援事業交付金変更申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)を町長へ提出しなければならない。

- (1) 当該事業に要する経費が増額となる時。
- (2) 当該事業に要する経費の20パーセントを超える減額があった時。
- (3) 申請時の事業内容に変更が生じた時。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項

2 町長は、前項の変更申請書の提出があったときは、内容を審査し、交付金の額等を決定するものとする。

3 町長は、変更した交付金の額等を決定したときは、申請団体に地域の自立・活性化活動支援事業交付金変更承認通知書(様式第5号)を通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付金を受けたものは、事業が完了した日から起算して30日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、事業の成果を記載した地域の自立・活性化活動支援事業実績報告書(様式第6号)を、町長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたものがあるときは、そのものに対し交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金要綱の廃止)
- 2 北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金要綱(平成17年北栄町訓令第7号)は、廃止する。

附 則(平成26年4月25日告示第38号)

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

附 則(平成27年3月30日告示第36号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日告示第29号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日告示第38号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月17日告示第50号)

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

別表(第5条関係)

1 対象事業	2 交付率	3 上限額
地域の自立・活性化のために新たにに取り組む事業	交付対象経費の10分の10以内	10万円(1,000円未満の端数は切捨て)
イベント開催・広域交流・景観形成・文化芸術活動等のソフト事業	交付対象経費の2分の1以内	30万円(1,000円未満の端数は切捨て)
地域の課題解決を図るために町と協働して実施する事業	交付対象経費の10分の10以内	50万円(1,000円未満の端数は切捨て)

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

北栄町長

様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

担 当 者

連 絡 先

地域の自立・活性化活動支援事業交付金活動計画書

年度において、標記の交付金を受けたいので、北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて提出します。

事業名：				
地域性 公益性 新規性	活動の目的			
	活動による効果			
	活動地域			
	参加対象者			
課題分析 ※協働事業の場合	課題	(地域の課題を記載して下さい。)		
		(どのように課題を解決するのか記載して下さい。)		
	解決策			
協働の役割分担の場合 ※協働事業の場合	提案団体			
	北栄町			
	担当部署			
実現性 継続性 発展性	スケジュール	時期（月）	内容	
		町支援終了後の取組み予定	活動する	活動しない
収支計画	事業年度	事業費総額	うち本交付金	主な経費(積算等)
	当該年度 (年目)	千円	千円	
	(年目)			
	(年目)			
	支援終了後			

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

㊞

地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付申請書

年度において、標記の交付金を受けたいので、北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

事 業 の 名 称	
算定基準額（見込み）	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1 事業実施計画書 2 収支予算書（に準ずる書類） 3 構成員名簿（主な構成員に係るもの） 4 その他町長が必要と認める書類

地域の自立・活性化活動支援事業実施計画書

1 事業の場所

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

事業名	事業費	負担区分		備考
		町交付金	その他	

4 事業の効果

5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 収支予算

(単位：円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
計		計	

地域の自立・活性化活動支援事業交付金申請書（事業計画書）

（支出明細）

（単位：円）

科 目	品目等	数量	総事業費	備 考	
活動費					
	小 計				
	雑 費				
小 計					
合 計					

受 号
平成 年 月 日

様

北栄町長

年度地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付決定します。

記

この交付金の交付対象となる事業名並びに補助事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりとする。ただし、事業の内容の変更により、事業に要する経費が変更された場合における交付金の額は、別に通知するところによるものとする。

1 対象事業名

2 交付決定額等

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付決定条件

- (1) この交付金は、交付の目的以外に使用してはならない。
- (2) 事業者は、要綱の定めに従い、適正に執行、管理しなければならない。
- (3) 交付金の交付条件に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4) 事業者は、この交付金に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理保存しなければならない。
- (5) 事業者は、事業が完了したときは規則に定める日までに事業実績報告書を、町長に提出しなければならない。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

㊞

地域の自立・活性化活動支援事業交付金変更申請書

年 月 日付受__第 号で交付決定を受けた標記の交付金について内容を変更したいので、北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

事業の名称	
交付決定額	
変更後の交付申請額	
差 引	
変更の時期	
変更の理由	
添 付 書 類	1 事業実施計画書（変更後） 2 収支予算書（に準ずる書類）（変更後） 3 その他町長が必要と認める書類

地域の自立・活性化活動支援事業実施計画書（変更後）

1 事業の場所

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

事業名	事業費	負担区分		備考
		町交付金	その他	

4 事業の効果

5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 収支予算

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
計		計	

地域の自立・活性化活動支援事業交付金申請書（事業計画書）（変更後）

（支出明細）

（単位：円）

科 目	品目等	数量	総事業費	備 考	
活動費					
	小 計				
	雑 費				
小 計					
合 計					

受 第 号
平成 年 月 日

様

北栄町長

年度地域の自立・活性化活動支援事業交付金変更承認通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったこのことについては、北栄町地域の自立・活性化活動支援事業交付金交付要綱（平成19年告示第58号。以下「要綱」という。）第11条第2項に基づき、下記のとおり承認したので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

承認に係る変更の内容は次のとおりとし、その具体的な内容は申請書に記載のとおりとする。

区 分	承認に係る変更

2 変更後の額

金 円（変更前の額：金 円）

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

北栄町長 様

住 所

団 体 名

代表者名

地域の自立・活性化活動支援事業実績報告書

年 月 日付受 第 号をもって交付決定になりました下記事業の実績を別紙のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 添付書類

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(別紙)

事業実績書

1 事業の場所

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			町交付金	その他	

4 事業の効果

5 事業完了年月日

年 月 日

6 収支決算書

(単位：円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
計		計	

地域の自立・活性化活動支援事業実績報告書
 様式第4号（第9条関係）添付様式1

（支出明細）

（単位：円）

科 目	品目等	数量	総事業費	備 考
活動費				
	小 計			
雑 費				
小 計				
合 計				

